

(令和6年6月1日現在)

1 事業者の概要

名称	一般社団法人 ライフサポート ひかり
法人種別	一般社団法人
法人所在地	〒400-0067 山梨県甲府市長松寺町7-13 サンマリーナ長松寺1-A
電話番号	055-267-7261
代表者氏名	大代 葉子
法人が所有する 営業所の種類・数	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)における 指定障害福祉サービス事業所 1 介護保険法における訪問介護事業所 1

2 事業所の概要

事業所の名称	yoca yoca
事業所の所在地	〒400-0069 山梨県甲府市中村町10番22
事業所の電話番号	055-269-7323
サービス提供地域	甲府市 中央市 甲斐市 昭和町 南アルプス市
事業所番号	191 (生活介護) 主たる対象者: 身体障害者(平成27年4月1日指定) 視覚障害者(平成29年2月1日指定)
運営方針	サービスの受け手である利用者を主体とした障害種別や年齢を問わないサービス提供
自己評価の実施状況	適宜実施している
第三者評価の実施状況	現在実施していない

3 事業所の職員体制

職種:	管理者	常勤	1名
	サービス管理責任者	常勤	1名以上
	看護職員	常勤・非常勤	3名以上
	生活支援員	常勤・非常勤	8名以上
	栄養士	常勤・非常勤	1名以上
	調理員	非常勤	2名以上
	事務	常勤・非常勤	1名以上

4 主たる対象者

身体障害者 視覚障害者 難病等障害者

5 サービスに係る設備等の概要

(1) 施設設備の概要

施設設備の種類	備考
機能訓練室 兼 食堂(多目的室)	食堂テーブル 椅子 テレビ ビデオ
浴室	機械浴室(ストレッチャー用機械浴槽) 個浴
洗面所	昇降式洗面台 オスメイト
トイレ	手すり
相談室	机、いす、パーテーション ベット
非常災害設備	消火栓、自動火災報知機、非常通報装置設備、消火器

※当事業所では、上記の施設、設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により生活介護サービスの提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。ただし、感染予防・危険防止のため利用ができない場合があります。

① 多目的ダイルーム(食堂)

- ・飲食場所でもありますので、清潔に保つことに心がけてください。
- ・備えつけ備品(テレビ等) 仕様の際は、公共モラルを守ってください。

② 浴室

- ・入浴スケジュールにご協力ください。それ以外の日時での入浴支援サービスはありません。

③ 洗面所

- ・衛生管理上、ご使用防止ため、できるだけ私物を置かないようお願いします。

④ 訓練室

- ・訓練器具使用にあたって付き添い人が必要とされている場合は、事故になりかねませんので、無断で使用しないでください。

6 営業時間

営業日 (利用者からの相談や利用者受付等が可能な日)	月曜日から金曜日まで (12月30日から1月3日までを除く)
営業時間 (利用者からの相談や利用者受付等が可能な時間)	午前8時30分から 午後5時30分まで
サービス提供日 (計画に基づきサービス提供に当たる日)	月曜日から金曜日まで (12月30日から1月3日までを除く)
サービス提供時間 (計画に基づきサービスに当たる時間帯)	午前9時00分から 午後16時15分まで

7 通常の事業の実施地域

甲府市、甲斐市、南アルプス市、中央市、昭和町 詳細は相談による

8 サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等をおこないます。
創作活動	利用者の障がい特性をふまえた工夫をもって、創作的活動の機会を行います
機能訓練	日常生活に係る身体機能の向上または低下を予防するための支援を行います。
健康管理	バイタルチェックや投薬その他、必要な管理、記録を行います。また協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行ないます。
余暇活動	事業所内行事をはじめ、事業所外での余暇活動および各種レクリエーション活動の機会を提供します。
送迎サービス	希望により、車椅子対応車両を利用できます。ただし、乗降場所や時間等について交通状況と安全性を考慮して決定致しますのでご希望二添えない場合もあります 通常の送迎範囲外 片道1km当たり4.7円ご負担いただきます。

(2) 個別援助計画

上記のサービスは「個別援助計画」に基づいて行われています。個別援助計画は利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者がサービス担当者会議を経て作成するものです。個別支援計画は、利用契約後 4 週間以内に作成し、利用者とその家族に内容の説明を行い確認と同意をいただくものです。

9 利用料金

(1) 介護給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働省大臣の定める額）のうち 9 割が介護給付費による給付費対象となります。事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受ける（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業所にお支払いいただきます。

ただし、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

なお、給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業所にお支払いいただきます。

《料金表》

① 利用されるサービス料金	厚生労働省大臣の定める額
② うち、介護給付費の額(9割)	〃
③ うち、自己負担(1割)	〃
④ 食事にかかる自己負担額（1割）おやつを含む	1日 600円
自己負担額が合計（1日当たり） ③+④	円

※負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内となります。

(2) 介護給付費対象外サービスの料金

《料金表》

日常生活上必要となる諸経費	実費 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。（日用品費、教養娯楽費）
活動に必要な諸経費	実費 活動にかかる被服費や交通費、本人食事等
食事	実費 1食あたり 600円（おやつ含む） ただし、軽減措置対象者は 円

10 サービス利用の取り消し(キャンセル)について

利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用者予定日の前日 17 時まで、当事業所までお申し込みください。なお、サービス利用日の前日午後 5 時まで申し出のない場合は、給食材料費相当額として下記のキャンセル料をいただく場合があります。

ただし利用者の体調不良等や燃えない場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時まで申し出がなかった場合	キャンセル料 1 日あたり 300 円

1 1 支払方法

お支払方法は、口座振替となります。(手数料は当方負担)

毎月、20日ごろまでに前月分の自己負担分を請求、送付いたします。

25日にご指定の口座よりの口座振替とさせていただきます。(土・祝祭日の場合はその翌日)

また、お振込みの場合は10日以内にお支払いください。領収証を発行します。

利用できる金融機関は山梨中央銀行のみとなります。

(1) 当事業所窓口での現金払い

(2) 指定口座への振込

金融機関名	山梨中央銀行 湯村支店 金融機関コード (0142)
口座番号	普通預金 542415
口座名	社) ライフサポートひかり 代表理事大代葉子 シャ) ライフサポートヒカリ ダイヒョウリジ オオシロヨウコ

1 2 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①生活介護または重度訪問介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、生活介護 個別支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護または外出介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 生活介護または重度訪問介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合

1 3 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。
ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者同意(個人情報使用同意書)によるに基づき情報提供をいたしません。

1 4 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

協力医 ほそだクリニック

1 5 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、以下のとおり虐待防止に必要な体制を整備し、その責任者は管理者とする。
 - 1 虐待防止に係る責任者を常設する。
 - 2 虐待防止委員会を設立し、年2回の法人委員会もしくは、必要に応じて都度開催し、その結果について職員に周知する。
 - 3 介護員等に対して行う研修に虐待防止の啓発に係る内容を盛り込み、定期的に行い職員の意識向上や知識・技術の向上に努める。
 - 4 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備する。
 - 5 必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行う。
- (2) 事業所は、利用者が虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ、市町村へ報告するものとする

16 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	大代 葉子
電話番号	055-267-7261
受付時間	祝日、8/13~8/15、12/29~1/3を除く月曜~金曜・9:00~17:00

17 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します
避難・防災訓練	年に2回、日ねん、防災訓練をします
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器

生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(法人所在地) 〒400-0067 山梨県甲府市長松寺町7-13 サンマリーナ長松寺1-A

(事業者名) 一般社団法人 ライフサポート ひかり

代表理事 大代 葉子 印

(事業所所在地) 〒400-0069 山梨県甲府市中村町10番-22

(事業所名) yoca yoca

(説明者) 職名 サービス管理提供責任者

氏名 後藤 正美 印

年 月 日

yoca yoca の提供について本書面に基づき説明を行いました。

説明者 _____

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(代理人または法定代理人)

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(続柄) _____